

平成 26 年 度

山梨県健全化判断比率審査意見書  
山梨県資金不足比率審査意見書

山 梨 県 監 査 委 員

# 平成 26 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

写

梨 監 第 539 号

平成 27 年 9 月 11 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 小 野 浩

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 白 壁 賢 一

山梨県監査委員 高 木 晴 雄

## 平成 26 年度山梨県健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 26 年度山梨県健全化判断比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 平成 26 年度山梨県健全化判断比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 26 年度山梨県健全化判断比率審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

## 第 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 14 日から平成 27 年 9 月 10 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、並行して実施している一般会計・特別会計歳入歳出決算審査の状況及び財政状況並びに第三セクター等への県の財政的支援の状況（債務保証、損失補償）を考慮に入れるほか、次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 健全化判断比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 健全化判断比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

健全化判断比率	平成 26 年度 (%)	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	3.75
連結実質赤字比率	—	8.75
実質公債費比率	16.2	25.00
将来負担比率	213.2	400.00

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された山梨県及び山梨県が出資している法人等の平成 26 年度山梨県健全化判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、健全化判断比率の算定の基礎となる数値及び健全化判断比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

# 平成 26 年度山梨県資金不足比率審査意見書

写

梨 監 第 540 号

平成 27 年 9 月 11 日

山梨県知事 後 藤 齋 殿

山梨県監査委員 小 野 浩

山梨県監査委員 小 泉 久 司

山梨県監査委員 白 壁 賢 一

山梨県監査委員 高 木 晴 雄

## 平成 26 年度山梨県資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された平成 26 年度山梨県資金不足比率について審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

# 目 次

## 平成 26 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の手続	1
第 4	審査の結果及び意見	1

## 平成 26 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	2
第 2	審査の期間	2
第 3	審査の手続	2
第 4	審査の結果及び意見	2

## 平成 26 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	3
第 2	審査の期間	3
第 3	審査の手続	3
第 4	審査の結果及び意見	3

## 平成 26 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

第 1	審査の対象	4
第 2	審査の期間	4
第 3	審査の手続	4
第 4	審査の結果及び意見	4

# 平成 26 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 26 年度山梨県営電気事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 14 日から平成 27 年 9 月 10 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

	平成 26 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 26 年度山梨県営電気事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

# 平成 26 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 26 年度山梨県営温泉事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 14 日から平成 27 年 9 月 10 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

	平成 26 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 26 年度山梨県営温泉事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

# 平成 26 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 26 年度山梨県営地域振興事業会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 14 日から平成 27 年 9 月 10 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

	平成 26 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 26 年度山梨県営地域振興事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

# 平成 26 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率審査意見書

## 第 1 審査の対象

平成 26 年度山梨県流域下水道事業特別会計の決算に基づく資金不足比率とその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

## 第 2 審査の期間

平成 27 年 8 月 14 日から平成 27 年 9 月 10 日まで

## 第 3 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について次の点に主眼をおいて実施した。

- (1) 資金不足比率の算定の基礎となる数値は適正に算定されているか。
- (2) 資金不足比率の算定の過程に誤りはないか。
- (3) 財政の健全化に関する法律、施行令等に基づき、適切な算定要素が用いられているか。

## 第 4 審査の結果及び意見

	平成 26 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
資金不足比率	—	20.00

注) 資金不足比率は、資金剰余 (黒字) であることから算定されない。

監査委員は、知事から提出された平成 26 年度山梨県流域下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づいて作成されているか審査を行った。

この書類を審査した結果、資金不足比率の算定の基礎となる数値及び資金不足比率の算定の過程は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき適正に作成されているものと認められた。

## 付 表

第 1 實 質 赤 字 比 率

第 2 連 結 實 質 赤 字 比 率

第 3 實 質 公 債 費 比 率

第 4 將 來 負 担 比 率

第 5 資 金 不 足 比 率

## 第1 実質赤字比率

### 【計算式】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}}$$

### 【計算結果】

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (A)}}{\text{標準財政規模 (B)}} = \frac{\Delta 13,420,055}{260,067,325} \times 100 = - (\Delta 5.16\%)$$

注) 実質赤字比率は、黒字であることから算定されない。

### 一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位：千円)

会計名	歳入総額	歳出総額	翌年度に繰り越すべき財源					実質収支額(8)	
	(1)	(2)	継続費通次繰越額(3)	繰越明許費繰越額(4)	事故繰越額(5)	事業繰越額(6)	未収入特定財源(7)	(1)-(2)-(3)-(4)-(5)-(6)+(7)	
一般会計	485,272,619	475,104,072	788,411	30,956,950	1,324,569		25,891,959	2,990,576	
一般会計等に属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,378,205	7,303,418		1,076,343	8,555		1,007,939	2,997,828
	災害救助基金特別会計	10,561	6,811						3,750
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	219,304	82,629				136,675		0
	中小企業近代化資金特別会計	6,404,991	2,944,225						3,460,766
	農業改良資金特別会計	207,155	27,697				163,099		16,359
	市町村振興資金特別会計	5,755,503	1,873,858						3,881,645
	県税証紙特別会計	1,074,322	1,030,210						44,112
	集中管理特別会計	103,991,788	103,966,769						25,019
	商工業振興資金特別会計	48,111,373	48,111,373						0
	林業・木材産業改善資金特別会計	157,762	28,723				129,039		0
	公債管理特別会計	123,929,992	123,929,992						0
合計	785,513,575	764,409,777	788,411	32,033,293	1,333,124	428,813	26,899,898	13,420,055	

### 標準財政規模 (B)

(単位：千円)

区分	金額
標準税収入額等	96,843,123
普通交付税額	133,000,084
臨時財政対策債発行可能額	30,224,118
合計	260,067,325

### 【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	3.75
財政再生基準	5.00

### 【実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年度	H 24	H 25	H 26
実質収支額	15,416,304	14,687,866	13,420,055
標準財政規模	263,472,730	260,863,979	260,067,325
実質赤字比率	△ 5.85	△ 5.63	△ 5.16

## 第2 連結実質赤字比率

【計算式】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}}$$

【計算結果】

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (A) + (B) + (C)}}{\text{標準財政規模 (D)}} = \frac{\Delta 30,194,375}{260,067,325} \times 100 = - (\Delta 11.61\%)$$

注) 連結実質赤字比率は、資金剰余(黒字)であることから算定されない。

一般会計等に係る実質収支額 (A)

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	実質収支額(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)	
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)			
一般会計	485,272,619	475,104,072	788,411	30,956,950	1,324,569		25,891,959	2,990,576	
一般会計等に 属する特別会計	恩賜県有財産特別会計	10,378,205	7,303,418		1,076,343	8,555		1,007,939	2,997,828
	災害救助基金特別会計	10,561	6,811						3,750
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	219,304	82,629				136,675		0
	中小企業近代化資金特別会計	6,404,991	2,944,225						3,460,766
	農業改良資金特別会計	207,155	27,697				163,099		16,359
	市町村振興資金特別会計	5,755,503	1,873,858						3,881,645
	県税証紙特別会計	1,074,322	1,030,210						44,112
	集中管理特別会計	103,991,788	103,966,769						25,019
	商工業振興資金特別会計	48,111,373	48,111,373						0
	林業・木材産業改善資金特別会計	157,762	28,723				129,039		0
公債管理特別会計	123,929,992	123,929,992						0	
合計	785,513,575	764,409,777	788,411	32,033,293	1,333,124	428,813	26,899,898	13,420,055	

公営企業会計(法非適用) 企業に係る資金剰余额 (B)

(単位:千円)

会計名	歳入総額 (1)	歳出総額 (2)	翌年度に繰り越すべき財源				未収入 特定財源 (7)	資金剰余额(8) (1)-(2)-(3)- (4)-(5)-(6)+ (7)
			継続費通 次繰越額 (3)	繰越明許 費繰越額 (4)	事故繰越 繰越額 (5)	事業 繰越額 (6)		
流域下水道事業特別会計	6,942,897	6,282,362	0	598,589	0	0	471,816	533,762

公営企業会計(法適用) 企業に係る資金剰余额 (C)

(単位:千円)

会計名	流動資産	流動資産加算額	算入地方債	流動負債	流動負債控除額	資金剰余额
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)+(2)-(3)-(4) +(5)
電気事業会計	15,701,714	0	0	882,211	676,469	15,495,972
温泉事業会計	754,301	2,156	0	35,666	15,297	736,088
地域振興事業会計	40,788	0	0	91,196	58,906	8,498
合計	16,496,803	2,156	0	1,009,073	750,672	16,240,558

## 標準財政規模 (D)

(単位：千円)

区 分	金 額
標準税収入額等	96,843,123
普通交付税額	133,000,084
臨時財政対策債発行可能額	30,224,118
合 計	260,067,325

## 【早期健全化基準等】

(単位：%)

早期健全化基準	8.75
財政再生基準	15.00

## 【連結実質赤字比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H 24	H 25	H 26
実質収支額等	31,496,670	31,082,910	30,194,375
標準財政規模	263,472,730	260,863,979	260,067,325
連結実質赤字比率	△ 11.95	△ 11.91	△ 11.61

### 第3 実質公債費比率

#### 【計算式】

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金(A)} + \text{準元利償還金(B)}) - (\text{特定財源(C)} + \text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}{\text{標準財政規模(E)} - (\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(D)})}$$

#### 【計算結果】

$$(\text{平成24年度} + \text{平成25年度} + \text{平成26年度}) \div 3$$

$$3\text{か年平均} = (16.38591 + 16.41919 + 16.07183) \div 3 = 16.2\%$$

(単位：千円)

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地方債の元利償還金（繰上償還額、特定財源を除く）	(A) - (C)	78,266,156	78,649,853	79,214,892
準元利償還金	(B)	4,102,076	5,337,913	5,574,623
元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	(D)	46,877,069	49,240,976	51,224,670
標準財政規模	(E)	263,472,730	260,863,979	260,067,325

$$(H24) \frac{(78,266,156 + 4,102,076) - 46,877,069}{263,472,730 - 46,877,069} \times 100 = 16.38591$$

$$(H25) \frac{(78,649,853 + 5,337,913) - 49,240,976}{260,863,979 - 49,240,976} \times 100 = 16.41919$$

$$(H26) \frac{(79,214,892 + 5,574,623) - 51,224,670}{260,067,325 - 51,224,670} \times 100 = 16.07183$$

#### 【早期健全化基準等】 (単位：%)

早期健全化基準	25.00
財政再生基準	35.00

#### 【実質公債費比率の推移】

(単位：%)

年 度	H24	H25	H26
実質公債費比率 (3か年平均)	16.6	16.5	16.2

## 第4 将来負担比率

### 【計算式】

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額(A)} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})(B)}{\text{標準財政規模(C)} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})(D)}$$

### 【計算結果】

$$\text{将来負担比率} = \frac{(1,181,260,908 - 735,996,914)}{(260,067,325 - 51,224,670)} \times 100 = 213.2\%$$

将来負担額 (A)

(単位：千円)

区 分	会 計 名 等	金 額
地 方 債 の 現 在 高	一 般 会 計	1,014,737,026
	恩賜県有財産特別会計	11,064,952
	母子父子寡婦福祉資金特別会計	373,420
	中小企業近代化資金特別会計	3,752,711
	農業改良資金特別会計	158,732
	林業・木材産業改善資金特別会計	13,250
	計	1,030,100,091
債務負担行為に基づく支出予定額	一 般 会 計	3,128,627
公営企業債等繰入見込額	流域下水道事業特別会計	9,788,909
退職手当負担見込額	一 般 会 計	114,626,856
設立法人の負債額等負担見込額	道 路 公 社	0
	土 地 開 発 公 社	7,595,259
	第 三 セ ク タ ー 等	16,021,166
	計	23,616,425
連結実質赤字額		0
合 計		1,181,260,908

充当可能財源等 (B)

(単位：千円)

区 分	金 額
地方債の償還額等に充当可能な基金	90,759,801
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額	27,135,304
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	618,101,809
合 計	735,996,914

標準財政規模 (C)

(単位：千円)

金 額	260,067,325
-----	-------------

元利償還金と準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (D)

(単位：千円)

金 額	51,224,670
-----	------------

### 【早期健全化基準】

(単位：%)

早期健全化基準	400.00
---------	--------

### 【将来負担比率の推移】

(単位：千円、%)

年 度	H24	H25	H26
将来負担額	1,191,375,374	1,193,518,411	1,181,260,908
充当可能財源等	721,881,958	736,797,329	735,996,914
標準財政規模	263,472,730	260,863,979	260,067,325
基準財政需要額算入公債費	46,877,069	49,240,976	51,224,670
将来負担比率	216.7	215.8	213.2

## 第5 資金不足比率

【計算式】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 (A)}}{\text{事業の規模 (B)}}$$

【計算結果】

〈電気事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 15,495,972}{3,476,519} \times 100 = - (\Delta 445.7\%)$$

〈温泉事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 736,088}{143,451} \times 100 = - (\Delta 513.1\%)$$

〈地域振興事業会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 8,498}{343,205} \times 100 = - (\Delta 2.4\%)$$

〈流域下水道事業特別会計〉

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 533,762}{2,550,556} \times 100 = - (\Delta 20.9\%)$$

注) 各会計の資金不足比率は、資金剰余（黒字）であることから算定されない。

資金の不足額（△は資金の剰余を示している）（A）

（単位：千円）

会計名	流動負債 (歳出額)	流動負債 控除額	算入地方債	流動資産 (歳入額)	流動資産 加算額	資金不足額 (△資金剰余額)
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(1)-(2)+(3)-(4)-(5)
電気事業会計	882,211	676,469	0	15,701,714	0	△ 15,495,972
温泉事業会計	35,666	15,297	0	754,301	2,156	△ 736,088
地域振興事業会計	91,196	58,906	0	40,788	0	△ 8,498
流域下水道事業特別会計	6,282,362	0	0	6,816,124	0	△ 533,762

事業の規模 (B)

（単位：千円）

会計名	営業収益 (1)	受託工事収益 (2)	事業の規模 (1)-(2)
電気事業会計	3,476,519	0	3,476,519
温泉事業会計	143,451	0	143,451
地域振興事業会計	343,205	0	343,205
流域下水道事業特別会計	2,550,556	0	2,550,556

【経営健全化基準】

（単位：％）

経営健全化基準	20.00
---------	-------

